

部 長 各 位

市 長

## 令和2年度予算編成の基本方針について

### 1. 国の動向

政府は、国の経済状況について「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、『デフレではない状況を作り出し、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達しており、雇用・所得環境も、大きく改善している。』とする一方で、『中国経済の減速等を背景に輸出や生産が弱含んでおり、先行きについても、米中貿易摩擦の激化など通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行きなどの下方リスクにはしっかり目配りする必要がある。』としている。

地方行財政改革については、地方の歳出水準は国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度までにおいて、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしつつも、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組む中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債などの債務の償還に取り組み、財政健全化につなげるとしている。

また、令和元年7月31日に閣議了解された、「令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」では、「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、平成25年度予算から前年度当初予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとされている。

令和2年度においては、これら国の経済財政運営の動向に注視し、情報収集に努め、適宜適切に対応していく必要がある。

## 2. 本市の財政状況及び予算編成基本方針

平成30年度における普通会計の決算では、実質収支において約5億9千万円の黒字となり、前年度からの繰越金や基金からの繰り入れを考慮した実質単年度収支においても約2億7千万円の黒字となっている。これは、財政健全化計画の成果によるもののほか、公共下水道事業が企業会計となることによる資本費平準化債の借入などが主な要因となっている。

財政の硬直化を示す指標である経常収支比率については、平成29年度決算において101.7%であったが、平成30年度決算においては、100.4%となり前年度に比べ1.3ポイント良化した。しかしながら、新市発足後初めて100%を超えた平成28年度以降、いまだ100%を超えており財政の硬直化が改善されるまでには、まだまだ至っていない状況となっている。

令和2年度の財政見通しは、歳入面では、市税の伸びが見込めない中で、合併算定替が削減されることによる普通交付税の減少や全国的な大規模災害による特別交付税の減少などかなりの減少が見込まれる。また、国の歳出改革に合わせて臨時財政対策債が大幅に圧縮されるなど、歳入の伸びは期待できない状況となっている。

一方、歳出面では、公共施設等の老朽化・長寿命化対策にかかる経費が増加し、社会保障関連経費として、幼児教育の無償化にかかる経費が地方消費税交付金と地方交付税での実施となり、障がい者自立支援給付費、後期高齢者医療費、介護保険給付費などの増加が見込まれ、病院事業会計や下水道事業会計への繰出しも引き続き必要となることから、多額の財政需要が予想される。

また、公債費についてもいまだ高止まりとなっており、昨年度整理した今後の公共施設にかかる整備計画では、10年間で約82億円の事業が予定されており、災害などの突発的な建設事業などに対応するための基金が確保できていない状況が続いている。

これらのことから、令和2年度予算編成に当たっては、財政健全化計画の項目ごとについて着実に実行するとともに、消費税増税による歳出の経費増加分については、経費の削減により一般財源を抑えることとし、現在大きな負担となっている公債費の償還を抑えるため、昨年度に引き続き普通建設事業の必要性及び緊急性を精査し地方債の発行を制限することとする。

このような厳しい財政状況の中にあっても、職員一人ひとりが市政や財政状況を常に認識し、歳入確保のための取り組みと業務改革による歳出の削減を図っていただきたい。

令和元年 10 月 8 日

部 課 長 各 位

総 務 部 長

## 令和2年度予算編成要領

本市の財政状況は、財政健全化計画による年間6億7千3百万円の一般財源確保に向け取り組んだ結果、平成30年度決算としては目標を上回る約10億3千万円の実績を確保したが、経常収支比率は100.4%と、平成28年度決算以降100%を上回り、依然として財政構造が弾力性に欠け、硬直性が高い状態となっている。また、公債費は平成29年度をピークとして徐々に減少する見込みであるものの、令和4年度頃まで高止まりするとみており、算定替えの縮減による地方交付税の減少もあり、極めて厳しい財政状況に変わりはない。

こうした中、今年度においても財政運営の健全化に向け、更なる経費の削減を図るとともに、施設使用料の見直しなど自主財源の確保に取り組むこととしている。

令和2年度当初予算編成においては、健全化計画にもとづく経費削減を確実に反映させることはもちろん、さらに抜本的な経費削減に取り組む必要があることから従来以上に厳しい予算編成となることを十分に留意されたい。また、消費税率引上げ平年度化による増加相当分はコスト削減により生み出すことを原則とする。

編成作業にあたっては別紙基本事項及び留意事項を十分認識したうえで、所属職員にも周知徹底を図られたい。

なお、令和2年度当初予算要求においては、昨年度同様に財政課提出前の第1次査定を部長査定と位置付け、要求書は全て部長が査定を行ったものとして取り扱うこととする。

各部においては今一度それぞれの事務事業を再検証し、費用対効果の見込めない事業の廃止や見直しに着手するとともに、経常的経費にかかる予算を部内関係課で協力しあい、かつ創意工夫をしたうえで予算要求をお願いする。

## 基本事項

- (1) 令和2年度当初予算は、1年間の歳入・歳出を精査したうえで年間必要額を要求すること。
- (2) 国の政策・予算を注視し、その財源についても上部関係機関に確認をしたうえで要求すること。  
特に、補助金・交付金の削減に留意すること。
- (3) 国または県において廃止又は縮小される事業の単純な予算振替は認めない。  
なお、予算編成時点で国の政策変更が確定せず従来どおりに予算化を行っても、国において事業廃止された場合は、直ちに予算の執行を止めることとする。
- (4) 委託については、直接実施が可能なものまで安易に外部委託がされていないか業務内容について再検証をおこない、業務の専門性や経費削減効果が十分説明できるものとする。
- (5) 「橋本市行政改革推進計画」に基づいた改革事項は、速やかに着手・実行すること。  
なお、当計画以外にも「行政課題への対応に向けた行革ビジョン」などにより各課室において削減可能なものがある場合は、即座に実行すること。また、その削減策が全庁的に実施可能な場合は、財政課に積極的に提案すること。
- (6) 事務事業評価結果を確認し、その目標値や評価等に基づき予算を要求すること。
- (7) 政策的事業については、政策調整会議（実施計画対策事業を含む）で決定された事業を予算措置するものとする。ただし、事業費については財政事情により減額する場合もあるので了承されたい。  
なお、政策調整会議に諮った事業以外に緊急的に政策判断を必要とする事業が生じた場合は、事前に政策企画課と協議したうえで市長に説明し、その方向を決定すること。
- (8) 財政健全化を進める中で、従来からのスクラップアンドビルドを徹底すべく、新規事業を要望する場合、既存事業の見直しについては事業費の削

減に留まるだけでなく、原則として一つの新規事業につき、一つの事業の廃止を前提として予算要求し、適切な事務量とすること。

(9) 職員数の削減については、定員管理計画を参照の上実施することとする。

なお、各課の職員配置数については、財政課が実施した業務体制ヒアリングをもとに決定することとする。

なお、会計年度任用職員に係る経費については、現行の業務内容及び業務量等を整理し、その必要性を十分に精査したうえで、真に必要な業務に限定して要求すること。

(10) 歳入については、国庫補助金等の削減・廃止・交付金化などに十分留意するとともに、財源確保のために市税収入の確保や公共料金の見直し、遊休資産の売却や活用に努めること。

また、歳出についても国・県からの事務事業の委譲等に留意すること。

(11) 様々な機会を活用した広告収入の確保や、公の施設のネーミングライツ売却など新たな歳入確保策に積極的に取り組むこと。

なお、こうした取組みに対しては、一定の要件の下、確保した財源の概ね1/2を上乗せした要求ができるものとする。

(12) 現在、令和3年度改正に向けて行っている施設使用料及び減免基準の見直しについて、着実に進めていく必要があるが、令和2年度予算要求については、現行単価を使用すること。

(13) 普通建設事業等については、特殊事情を除き「市債の発行方針」に基づき市債の発行が年間8億円を超えない範囲での事業費とし、今年度取りまとめた令和元年度から令和10年度にかかる公共施設等整備計画に基づく長寿命化事業や、公共施設等総合管理計画（個別方針編）に基づき施設総量の縮減につながる事業に財源を優先配分する。

(14) 普通建設事業等にかかる国庫補助事業において、事務費が補助対象外となり市単独費で対応しなければならないことから、事務的経費の要求額は必要最小限に抑制すること。

なお、今後も大幅な財源不足が見込まれることから、普通建設事業は要求根拠のない経費や不必要と思われるものは、予算査定においても厳しく査定することとする。

(15) 本来、国・県が負担すべき経費を市が負担をしたり、当然住民が負担す

べきものを市が肩代わりすることのないよう、行政の責任領域と費用の負担を明確にすること。

特に、市民と行政の協働の観点から市民が参加・参画できるものについては、積極的に情報提供を行い、市民と連携した「地域づくり・まちづくり」を進めること。

(16) 任意団体に対する補助金について、団体の自立を積極的に促すこと。

特に、団体の総収入に占める市の補助金比率が低率で自立が可能な場合は、速やかに関係団体と協議すること。

また、補助金等の予算要求は年間必要額を要求すること。

なお、補助金等の交付の是非及び補助金額については、補助金等交付基準に基づき橋本市補助金等審査委員会の審査を経て決定するものとする。そのため、令和 2 年度当初予算は、当該団体の基準額を暫定予算として計上し、その後審査委員会で決定された補助金額の過不足を補正予算で対応するものとする。

ただし、審査会での決定前に団体に対し補助金交付が必要な場合は、特別な理由がない限り原則として当初予算計上額の 2 分の 1 以内とする。

(17) 特別会計及び企業会計においては、独立採算性を基本とし、安易に一般会計からの繰入金に依存せず経営健全化に努めること。

(18) 予算要求にあたっては、従来どおりの形式を踏襲することなく、必要性を十分に精査したうえで、特に経常的経費については一般財源ベースでの削減を念頭においての予算要求すること。

(19) 公共施設の管理運営経費については、公共施設等総合管理計画（個別方針編）に基づき今後のあり方を十分に検討したうえで、事業の必要性や所要額などを厳しく見直し、入札等による調達を積極的に検討し、削減に努めること。なお、公共施設の管理運営経費については、平成 30 年度実績額及び令和元年度執行予定額を超えないことを原則とする。

(20) 消費税率引上げ平年度化による増加相当分を反映したうえで予算要求を行うこと。ただし、増加相当分を予算要求に上乘せするのではなく、目的達成のために最も効果的・効率的な方法か、また最小のコスト・人員で実施しているかといった観点から最大限の見直しを行い、増加相当分はコスト削減により生み出すことを原則とする。

(21) 平成 30 年度決算ベースで健全化目標が未達成となった物件費（賃金除

く)については、財政健全化計画に基づき平成27年度当初予算から一般財源で、1億7千万円の削減を目指す。

(22) 予算要求は、昨年度同様に第1次査定として位置付ける部長査定を受けたものを提出すること。